

# 令和5年度 <sup>かんしん</sup>感震ブレーカー設置補助

## のご案内

横浜市総務局地域防災課  
南区役所総務課

限定 800 個

**木造住宅密集地域を含む自治会・町内会・マンション管理組合を対象に感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入・設置費用の一部補助**

### ■<sup>かんしん</sup>感震ブレーカーとは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、地震火災の多くの原因と言われている「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。このうち、「簡易タイプ」は設置が容易で、価格も比較的安い器具もございます。

### ■補助制度

対象団体	「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域※を区域に含む自治会・町内会・マンション管理組合 ※5ページ参照
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」(2、3ページの器具) 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定める簡易タイプの性能評価に基づき、(一社)日本消防設備安全センターの認証を有するもの
補助要件	<b>加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること</b>
補助率	<b>9/10</b> (横浜市:5/10、南区:4/10) (上限額:器具1個当たり3,600円補助、千円未満端数は切捨て) ≪例:1個4,000円×20個=80,000円分購入した場合≫ $80,000 \text{円 (購入費)} \times 9/10 \text{ (補助率)} = \underline{72,000 \text{円 (補助金)}}$ (器具1個当たり3,600円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。)
補助件数	800個程度(先着順)※横浜市全体
申請期間	令和6年1月31日(水)まで (申請個数が800個に達した時点で終了)



**■補助対象器具（「簡易タイプ」国のガイドラインに基づく性能評価済み）（※ 金額は見込みです。見積時に変動することがあります。）**

**すべて震度5強相当以上で作動します。**

1 おもり玉式

- ・(株)エヌ・アイ・ピー

**スイッチ断ボールⅢ**

メーカー価格 3,300 円  
器具在中の両面テープで分電盤に貼付けます。



2 バネ式

- ・(株)リンテック 21

**感震ブレーカーアダプター「ヤモリ」**

オープン価格（約4,000円）  
器具在中の両面テープで分電盤に貼付けます。  
※「ヤモリ・デ・セット」「パワーヤモリセット」も補助対象商品

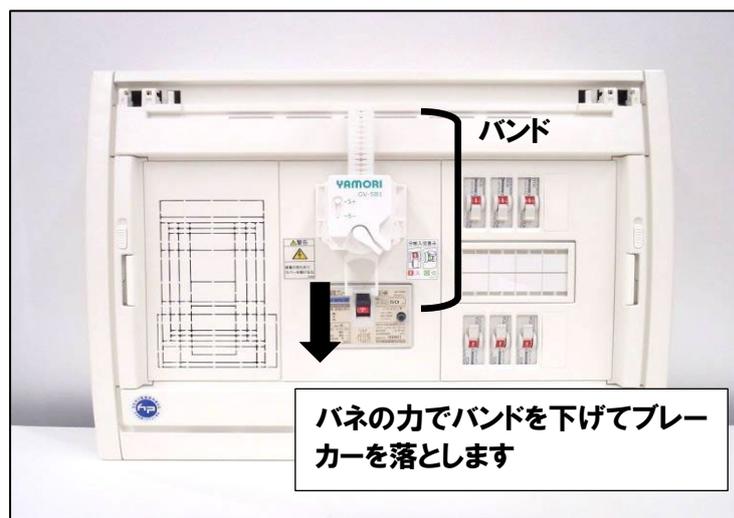
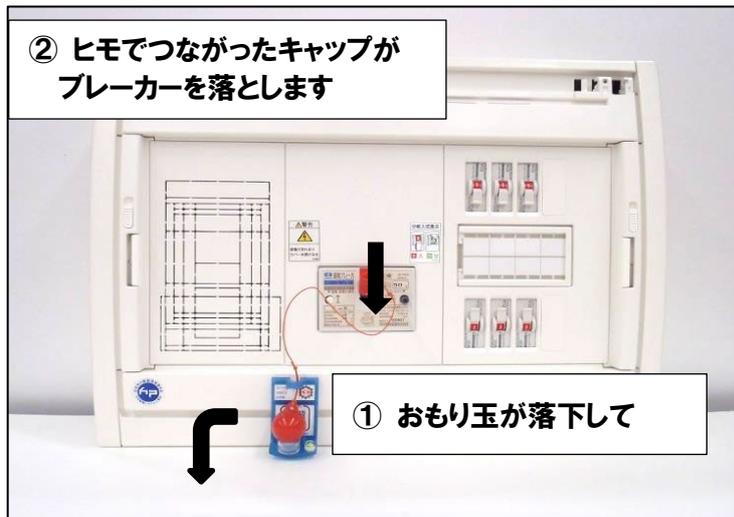


3 電池式

- ・(株)生方製作所

**ピオマ**

メーカー価格 10,780 円  
器具在中の両面テープ又はアンカーボルトで貼付けます。



#### 4 コンセント差込み（漏電ブレーカーであることが条件）

疑似漏えい電流を発生させ  
ブレーカーを落とします

- ・大和電器(株)

##### **震太郎**

参考価格（約10,000円）

アース線を接続しコンセントに差し込む方法又はアース付のコンセントに取り付けます。



- ・(株) ケーティーコンセプト

販売代理店：(株)サルバ

##### **地震みはりロボ**

オープン価格（約20,000円～25,000円）

壁に本体をビスで固定し、アース線とプラグをコンセントに取り付けます。



- ・ケー・アイ技術株式会社

##### **ki 感震センサー**

メーカー価格

【アース線タイプ：約6,600円】

【3端子タイプ：約6,930円】

壁に本体をビスで固定し、アース線、または端子をアース付きコンセントに取り付けます。



- ・多摩岡産業株式会社

##### **一発遮断**

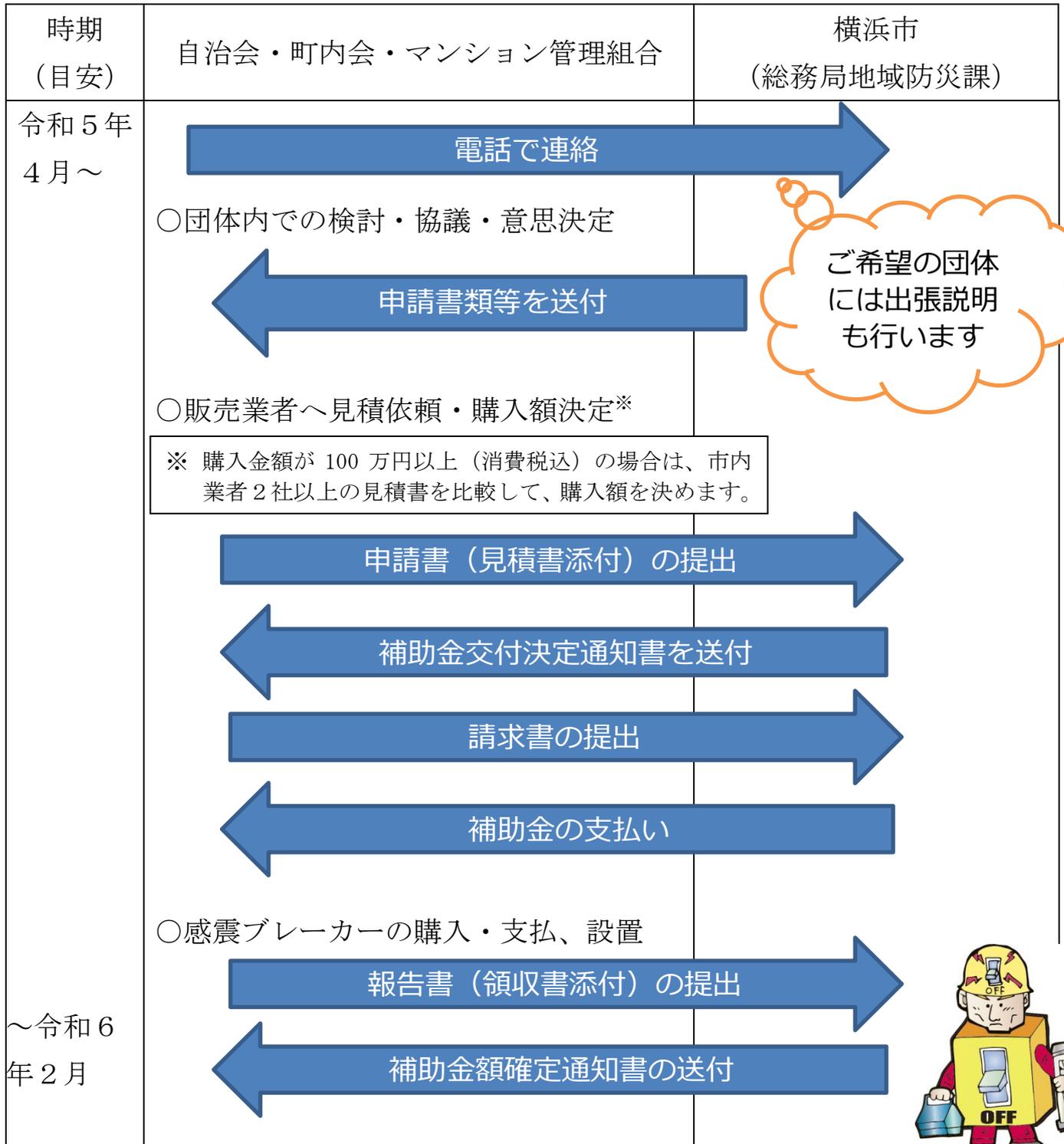
参考価格（約9,900円）

壁に本体をビスで固定し、アース線とプラグをコンセントに取り付けます。



## ■手続き等の流れ

(1月31日が申請期限ですが設置期間等を踏まえ、早めの申請をお願いします)



**【問合せ、申込】総務局危機管理室地域防災課(TEL:045-341-1225)**

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

Email: [so-chiikibousai@city.yokohama.jp](mailto:so-chiikibousai@city.yokohama.jp)

**【問合せ】南区役所総務課(TEL:045-341-1225)**

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

## ■ 注意事項

- ・ ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーへお問い合わせください。
- ・ 夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、非常灯等を準備しましょう。
- ・ 賃貸にお住まいの方は、現状回復義務の必要性等があるため、貸主等とご相談のうえ、お申し込みをしてください。
- ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- ・ 発災したのちに復電をする際、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行い、原因が分からない場合は電気の使用を見合わせる必要があります。
- ・ 感震ブレーカーは定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。
- ・ 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- ・ 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。  
(※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。)

## ■ 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域

※下記の町丁目が、一部でも区域に含まれている自治会・町内会が、補助対象です。

<b>泉区</b>	白幡東町	篠原西町	東寺尾東台	本牧荒井	戸部本町	山谷
白百合1~3丁目	白幡南町	篠原東1~3丁目	本町通1~3丁目	本牧大里町	西戸部町1~3丁目	清水ケ丘
中田北2、3丁目	白幡向町	新吉田東5、6丁目	向井町1、2丁目	本牧三之谷	西前町2、3丁目	白妙町1、2丁目
中田西2~4丁目	立町	高田東1、4丁目	<b>戸塚区</b>	本牧町1、2丁目	浜松町	高根町1丁目
中田東1~4丁目	中丸	綱島西5丁目	汲沢1、3~8丁目	本牧原	東久保町	通町4丁目
中田南1~5丁目	七島町	仲手原2丁目	戸塚町	本牧満坂	藤棚町1、2丁目	中里1~4丁目
<b>磯子区</b>	西大口	錦が丘	<b>中区</b>	本牧緑ヶ丘	元久保町	永田北1~3丁目
磯子1、2、8丁目	西神奈川2、3丁目	日吉本町4丁目	赤門町1丁目	本牧元町	<b>保土ヶ谷区</b>	永田山王台
岡村1~7丁目	二本榎	富士塚1、2丁目	池袋	豆口台	岩崎町	永田東1、2丁目
滝頭1~3丁目	白楽	<b>鶴見区</b>	石川町1~5丁目	養沢	岡沢町	永田南1、2丁目
中浜町	平川町	市場上町	上野町1~4丁目	妙香寺台	霞台	中村町1~3丁目
久木町	広台太田町	市場西中町	打越	麦田町1~4丁目	帷子町1、2丁目	西中町4丁目
広地町	松本町1~5丁目	市場東中町	大芝台	元町1~5丁目	鎌谷町	八幡町
丸山1、2丁目	三ツ沢上町	潮田町1、2丁目	大平町	矢口台	神戸町	東藤田町
<b>神奈川区</b>	三ツ沢下町	小野町	柏葉	山下町	桜ヶ丘1、2丁目	伏見町
旭ヶ丘	三ツ沢中町	岸谷1~4丁目	北方町1、2丁目	山手町	月見台	平楽
入江2丁目	六角橋1~6丁目	北寺尾1、2、5~7丁目	鷺山	大和町1、2丁目	初音ヶ丘	別所2~5丁目
浦島丘	<b>金沢区</b>	汐入町1丁目	諏訪町	山元町1~4丁目	星川1丁目	別所中里台
浦島町	金沢町	下野谷町1~4丁目	滝之上	<b>西区</b>	峰岡町1~3丁目	堀ノ内町1、2丁目
大口通	洲崎町	下末吉1、4丁目	竹之丸	赤門町2丁目	宮田町1~3丁目	藤田町
大口仲町	泥亀2丁目	諏訪坂	立野	東ヶ丘	和田2丁目	真金町1、2丁目
神之木台	寺前1、2丁目	佃野町	千代崎町1~4丁目	伊勢町1~3丁目	<b>南区</b>	南太田1丁目
神大寺1、4丁目	西柴3丁目	鶴見1、2丁目	寺久保	老松町	井土ヶ谷上町	三春台
栗田谷	平湯町	寺谷1、2丁目	仲尾台	霞ヶ丘	浦舟町1丁目	宮元町3丁目
子安通1丁目	町屋町	豊岡町	西竹之丸	久保町	永楽町1丁目	六ツ川1、2丁目
斎藤分町	谷津町	仲通1丁目	西之谷町	御所山町	榎町1、2丁目	睦町1、2丁目
白幡上町	<b>港北区</b>	馬場1~7丁目	初音町1~3丁目	境之谷	大岡1~5丁目	若宮町1~4丁目
白幡町	菊名1丁目	東寺尾3、6丁目	英町	浅間台	庚台	
白幡仲町	篠原台町	東寺尾北台	日ノ出町2丁目	浅間町2~5丁目	唐沢	
白幡西町	篠原町	東寺尾中台	本郷町1~3丁目	中央1、2丁目	共進町1~3丁目	